

善通寺市小学校スタディーアフタースクール運営業務委託

プロポーザル実施要領

1 趣 旨

本要領は、善通寺市（以下「市」という。）が市立8小学校の児童を対象に実施する放課後児童健全育成事業を委託するに当たって、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、均一かつ良質なサービスが提供可能な委託事業者を、プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要な事項を定めたものである。

2 担当課

〒765-8503

善通寺市文京町二丁目1番1号（市庁舎3階）

善通寺市教育委員会教育総務課

TEL 0877-63-6326

FAX 0877-63-6348

E-mail kyouisoumu@city.zentsuji.kagawa.jp

3 業務概要

(1) 業務名

善通寺市小学校スタディーアフタースクール運営業務

(2) 業務内容

「善通寺市小学校スタディーアフタースクール運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

市立8小学校内

(5) 委託業者数

1事業者

4 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たす法人またはその他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 香川県内に活動拠点（法人等の本店または支店など）があること。
- (2) 放課後児童健全育成事業または類似事業の実績を有していること。
- (3) 市の児童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと及び市の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生または再生の手続きをしていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 地方自治法第92条の2、第142条（同法166条第2項の規定により準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に該当する法人等または受託者の選定を行う選定委員及びその家族の属する法人等でないこと。
- (9) 法人等またはその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）との関与がないこと

5 参加方法

- (1) 実施要領及び仕様書

- ①配布期間

令和6年6月25日（火）から令和6年7月9日（火）まで（土日、祝日は除く）

- ②配布時間

午前8時30分から午後5時まで

市ホームページからダウンロードにより取得することも可能

<https://www.city.zentsuji.kagawa.jp>

- ③配布場所

前記「**2 担当課**」と同じ

- (2) 参加申請等の受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により参加申請書等を提出すること。

なお、提出期限内に参加申請書等を提出しない者又は前記「**4 参加資格**」の要件を満たさない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

①提出期限

令和6年7月10日（水）午後5時までに必着

②提出方法

提出書類等は、持参または郵送により提出すること。なお、持参の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日は除く）とし、郵送の場合は、簡易書留によるなど、確実な方法を取り、提出期限までに必着すること。

③提出先

前記「**2 担当課**」と同じ

(3) 参加に必要な提出書類

①参加申請書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③法人の概要・事業経歴（様式第3号）

④法人等の概要（組織及び運営に関する事項）を記載した書類

⑤定款、寄付行為またはこれらに準じる書類

⑥法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（発行後3カ月以内）

⑦財務諸表（過去2年間）

⑧納税証明書（直近1年間）

(ア) 善通寺市に本店または支店・営業所を有する者

(a) 市税の完納証明書

(b) 香川県税の完納証明書

(c) 消費税及び地方消費税の完納証明書

(d) 法人税の完納証明書

(イ) (ア) 以外で県内に本店または支店・営業所を有する者

上記 (ア) の (b) (c) (d)

(4) 提出部数等

(3) の書類をA4縦型2穴ファイルに順番に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙

には「善通寺市小学校スタディーアフタースクール運營業務委託応募書類」「法人名」を記載すること。また、各書類の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に（３）①～⑧の該当書類番号を記したインデックスを付け、１部提出すること。

6 説明会

本件に関する説明会は開催しない。ただし、希望により施設見学を実施する。

7 質問書の提出及び回答

本実施要領等に関する質問は、次のとおり受付し回答する。

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第４号）をメールにて提出し、その際、電話により前記「**2 担当課**」まで確認の連絡をいれること。メールの送付の際には、ZIP 形式等圧縮フォルダには格納せず、ファイルをそのまま添付すること。

(2) 受付期間

令和６年６月２６日（水）から令和６年７月１７日（水）午後５時までに必着

(3) 宛先

前記「**2 担当課**」と同じ

(4) 回答方法

本実施要領等に関する質問については、メールにて回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和６年７月２６日（金）午後５時までに必着（土日、祝日は除く）

(2) 提出方法

前記「**5 参加方法（２）②**」と同じ

(3) 提出先

前記「**2 担当課**」と同じ

(4) 提出書類

①企画提案書（様式第５号）

仕様書の業務を遂行するための具体的な事業計画を記載すること。なお、様式に収まらない場合、適宜、行追加してもよいが、各小項目（（１）、（２）・・・）

につき最大2ページまでとする。

なお、様式内の項目を網羅した上での任意様式も可とする。

企画提案書に「法人名」「正本または副本」を記載した表紙（A4長辺2穴綴じ）をつけ、8部（正本1部及び副本7部）提出すること。

②見積書（様式第6号）

見積書及び見積積算内訳書作成要領

- (a) 見積金額は、前記「**3 業務概要（2）**」に係る額とする。
- (b) 見積積算内訳書の項目は、小項目ごとに積算根拠を記入し、適宜、名称変更、追加・削除等を行ってよい。
- (c) 人件費は、仕様書「**8 支援の体制（1）**」に定めた配置基準を参考に積算すること。
- (d) 見積額には、仕様書の別表2「費用分担表」の事業者負担分を見込むこと。
- (e) 見積書及び見積積算内訳書は、企画提案書の次に綴じ、各書類の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に「企画提案書」「見積書」と記したインデックスを付け、8部（正本1部及び副本7部）提出すること。

9 見積上限額

279,000,000円（※非課税）

なお、上記金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項により非課税とする。

10 参加辞退

参加申請書等の書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第7号）を前記「**2 担当課**」まで、持参または郵送にて提出すること。

11 選定審査

「善通寺市小学校スタディーアフタースクール運営業務委託プロポーザル審査基

準書」に基づき、善通寺市小学校スタディーアフタースクール運営事業者選定委員会にて評価を行い、選定する。

12 選定後の手続き

(1) 契約の締結

市は、選定委員会において選定された最優秀提案事業者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。また、特別な理由により最優秀提案事業者と契約締結ができない場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を、市は委託者として決定する。

(2) 委託料

- ①業務開始前の準備期間に要する費用は、受託者の負担とする。
- ②前払金は支払わない。
- ③支払方法は、市と受託者が協議の上、契約書をもって定める。

(3) 契約書の作成

市と受託者で協議した上で、契約書を作成する。

13 失格要件

提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格または無効となる。

- (1) 善通寺市小学校スタディーアフタースクール運営業務委託プロポーザル審査基準書別表2（企画提案評価基準）に示す評価項目のうち、ひとつでも「不可」の配点となったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (4) 一事業者が複数の提案を行ったとき。
- (5) 他の事業者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- (6) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。

14 提出書類の取扱い

- (1) 参加申請書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 原則として、提出書類の修正はできない。（軽微な修正は除く）

- (3) 必要に応じて追加資料を求める場合がある。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市は、委託者が提出した書類を、市の業務上、必要な場合、無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出書類は、善通寺市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）に基づく情報公開の対象となる。

15 その他

- (1) 選定結果については、市ホームページ等において公表する。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
また、市がやむを得ない事情により本プロポーザルの実施ができないと認めるときは、停止または中止する場合がある。なお、この場合、提案者はそれまでに要した費用を、本市に請求することはできない。